

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の整備

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこと。

（第一条から第七条まで関係）

## 第二 経過措置

法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。

（第八条関係）

## 第三 附則

この政令は、法の施行の日（令和七年八月四日）から施行すること。

（附則関係）